部長及び参事官　　生企発第２８号
殿　　令和８年１月19日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

審査基準・処分基準の改定について（通達乙）

行政手続法（平成５年法律第88号）に基づく審査基準・処分基準（以下「審査基準等」という。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）に係るものに限る。）については、「審査基準・処分基準の改定について（通達乙）」（令和７年11月28日生企発第948号）により示達していたところであるが、警察庁が修正を行った「審査基準等のモデルの改定について（通知）」（令和７年11月26日警察庁丙保発第20号。以下「修正後通知」という。）が発出された。

県警察においても当該修正後通知に基づき、審査基準等の用語の整理を行い、別添のとおり令和８年１月19日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

凡例

「風営適正化法」、「法」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

「風営適正化法施行令」、「令」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

「風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令」、「添付書類府令」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第１号）

「風営適正化法施行規則」、「規則」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第３条第１項（第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第４条第１項、第２項及び第４項（許可の基準）、第５条第１項（許可申請の手続） 令第６条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準） 添付書類府令第１条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第９条（風俗営業の許可申請の手続）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第４条に規定する欠格要件に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

(1)　法第４条第１項第３号

法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第４条第１項第７号

法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、風俗営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第４条第１項第13号

法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

(4)　法第４条第２項第３号

この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。

標準処理期間：

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は55日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（法第４条第４項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が法第20条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第３条第１項（第４条第３項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：風俗営業の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第４条（許可の基準）、第５条第１項（許可申請の手続） 令第７条（法第４条第３項の政令で定める事由） 添付書類府令第１条（風俗営業の許可申請書の添付書類） 規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第９条（風俗営業の許可申請の手続）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第４条に規定する欠格要件に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

(1)　法第４条第１項第３号

法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第４条第１項第７号

法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、風俗営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第４条第１項第13号

法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

(4)　法第４条第２項第３号

この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。

標準処理期間：

風俗営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は60日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（法第４条第４項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到着した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が法第20条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第５条第４項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条第１項
処 分 の 概 要：風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第７条第３項において準用する第４条第１項（承認の基準） 規則第１条（相続承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第13条（風俗営業の相続の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第13を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第７条第３項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第７条第３項において準用する法第４条第１項第３号

法第７条第３項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第７条第３項において準用する法第４条第１項第13号

法第７条第３項において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解される。

また、法第７条第３項において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条第５項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条の２第１項
処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第７条の２第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 規則第１条（合併承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第14条（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第14を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第３号

法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号

法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、合併の承認を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第13号

法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条の２第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条の３第１項
処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第７条の３第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 規則第１条（分割承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第15条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第15を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号

法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号

法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、分割の承認を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第13号

法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条の３第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第９条第１項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第４条第２項第１号（構造及び設備の技術上の基準）、第９条第２項（承認の基準） 添付書類府令第１条第１号～第３号（変更承認申請書の添付書類） 規則第１条（変更承認申請書の提出）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12の８及び第17の１を参照すること。

別紙

標 準 処 理 期 間：

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は、申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日とする。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第９条第４項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 　法第５条第１項（許可の申請）、第９条第３項第１号（許可証の記載事項の変更の届出）、第９条第４項（許可証の書換え） 　規則第１条（書換え申請書の提出）、第22条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第10条の２第１項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第10条の２第２項（認定申請の手続） 添付書類府令第５条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審　査　基　準： 法第10条の２第１項第２号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第16を参照すること。

別紙

標 準 処 理 期 間：

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は、申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日とする。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第10条の２第５項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（認定証再交付申請書の提出）、第26条第３項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第20条第10項において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第４条第４項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第９条第２項 添付書類府令第１条第11号（変更承認申請書の添付書類） 規則第１条（変更承認申請書の提出）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12の８及び第17の９を参照すること。

別紙

標 準 処 理 期 間：

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は12日とする。

ただし、申請に係る遊技機が、法第20条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の22（第31条の23において準用する第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第４条第１項及び第２項（許可の基準）、第31条の23において準用する第５条第１項（許可申請の手続） 令第22条（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準） 添付書類府令第17条において準用する第１条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第31条の23において準用する法第４条に規定する欠格要件に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

(1)　法第31条の23において準用する法第４条第１項第３号

法第31条の23において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号

法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第31条の23において準用する法第４条第１項第13号

法第31条の23において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第31条の23において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

(4)　法第31条の23において準用する法第４条第２項第３号

この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。

標 準 処 理 期 間：

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は55日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の22（第31条の23において準用する第４条第３項の規定の適用がある場合に限る。）
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第４条第１項、第２項及び第３項（許可の基準）、第31条の23において準用する第５条第１項（許可申請の手続） 令第23条において準用する第７条（法第31条の23において準用する第４条第３項の政令で定める事由） 添付書類府令第17条において準用する第１条（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類） 規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第76条（ホテル等内適合営業所の基準）、第77条（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12及び第24を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第31条の23において準用する法第４条に規定する欠格要件に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

(1)　法第31条の23において準用する法第４条第１項第３号

法第31条の23において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号

法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第31条の23において準用する法第４条第１項第13号

法第31条の23において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第31条の23において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

(4)　法第31条の23において準用する法第４条第２項第３号

この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。

標 準 処 理 期 間：

特定遊興飲食店営業の許可については、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は60日とする。

ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第５条第４項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第７条第３項において準用する第４条第１項（承認の基準） 規則第１条（相続承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第31条の23において準用する法第７条第３項において準用する法第４条第１項に規定する欠格要件に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第31条の23において準用する法第７条第３項において準用する法第４条第１項第３号

法第31条の23において準用する法第７条第３項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第31条の23において準用する法第７条第３項において準用する法第４条第１項第13号

法第31条の23において準用する法第７条第３項において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解される。

また、法第31条の23において準用する法第７条第３項において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：相続の承認による許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 　規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の２第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第７条の２第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 規則第１条（合併承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第14及び第25を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第３号

法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号

法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、合併の承認を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条条第１項第13号

法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者

よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の２第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の３第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第７条の３第２項において準用する第４条第１項（承認の基準） 規則第１条（分割承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の２において準用する第６条の２（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第83条において準用する第15条（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第15及び第25を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号

法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去10年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号

法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、分割の承認を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。

ア　法第31条の23において準用する法第７条の２第２項において準用する法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第１項）

①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者

②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

イ　法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第２項）

①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

ウ　法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（規則第６条の３第３項）

①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社

②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者

(3)　法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第13号

法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第13号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者

よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。

また、法第31条の23において準用する法第７条の３第２項において準用する法第４条第１項第13号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第７条の３第３項において準用する第７条第５項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第４条第２項第１号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第９条第２項（承認の基準） 添付書類府令第17条において準用する第１条第１号～第３号（変更承認申請書の添付書類） 規則第１条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第12の８、第17の１、第24の２及び第27の１を参照すること。

別紙

標 準 処 理 期 間：

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は、申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日とする。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第９条第４項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 　法第31条の23において準用する第５条第１項（許可の申請）、第31条の23において準用する第９条第３項第１号（許可証の記載事項の変更の届出）、第31条の23において準用する第９条第４項（許可証の書換え） 　規則第１条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第10条の２第１項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の23において準用する第10条の２第２項（認定申請の手続） 添付書類府令第21条において準用する第５条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続）
審　査　基　準： 法第31条の23において準用する第10条の２第１項第２号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考： 法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年11月28日　警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。

別紙

標 準 処 理 期 間：

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間は、申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日とする。

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第10条の２第５項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第１条（認定証再交付申請書の提出）、第94条第３項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法施行規則
根　拠　条　項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法施行規則
根　拠　条　項：第55条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法施行規則
根　拠　条　項：第61条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法施行規則
根　拠　条　項：第66条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法施行規則
根　拠　条　項：第72条第２項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第８条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第３条（許可）、第４条（許可の基準）、第７条（承認）、第７条の２（承認）、第７条の３（承認）
処　分　基　準： 法第８条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・　法第４条第１項第７号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・　法第４条第１項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第25条
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第26条第１項
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第26条第２項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第29条
処　分　の　概　要：店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第30条第１項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第17条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第30条第２項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第28条第１項・第２項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第30条第３項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の４第１項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の５第１項
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の５第２項
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の３第２項、第28条第１項・第２項（受付所営業の禁止区域等）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の６第２項第１号
処　分　の　概　要：無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 法第31条の６第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の６第２項第２号
処　分　の　概　要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 法第31条の６第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の６第２項第３号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の６第１項（処分移送通知書の送付）、第31条の３第２項、第28条第１項・第２項（受付所営業の禁止区域等）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の９第１項
処　分　の　概　要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の10
処　分　の　概　要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 法第31条の８第３項・第４項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の11第２項第１号
処　分　の　概　要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 　法第31条の11第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の11第２項第２号
処　分　の　概　要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 法第31条の11第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の14
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の15第１項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第20条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の15第２項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 　法第31条の13第１項において準用する第28条第１項・第２項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の19第１項
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の20
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第21条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の21第２項第１号
処　分　の　概　要：無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 法第31条の21第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の21第２項第２号
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の21第１項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の23において準用する第８条
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第31条の22（許可）、第31条の23において準用する第４条（第４項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第７条（承認）、第31条の23において準用する第７条の２（承認）、第31条の23において準用する第７条の３（承認）
処　分　基　準： 法第31条の23において準用する法第８条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・　法第31条の23において準用する法第４条第１項第７号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。 ・　法第31条の23において準用する法第４条第１項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の24
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の25第１項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第31条の25第２項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第34条第１項
処 分 の 概 要：飲食店営業者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第34条第２項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第35条
処 分 の 概 要：興行場営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第35条の２
処 分 の 概 要：特定性風俗物品販売等営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第35条の４第１項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第35条の４第２項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 令第28条（政令で定める重大な不正行為）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第35条の４第４項第１号
処　分　の　概　要：接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法　令　の　定　め： 　法第35条の４第３項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙１のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

処　分　基　準

令和７年11月28日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第35条の４第４項第２号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第35条の４第３項（処分移送通知書の送付）
処　分　基　準：別紙２のとおり
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係
備　　考：

別紙１

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準

第１　指示

１　指示の基準

(1)　法若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第28条第１項（法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第２項（法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第25条、第29条、第31条の４第１項若しくは第31条の６第２項第１号、第31条の９第１項若しくは第31条の11第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項若しくは第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

　なお、法に基づく処分又は法第３条第２項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

(2)　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、指示を行い、又は営業の停止を命ずる場合、当該違反の態様、組織性等に鑑み、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が認められ、これを未然に防ぐ必要があるときや、当該指示処分又は営業停止命令の実効性を担保するために必要なときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても指示をすることができる。

(3)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(4)　指示は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。

(5)　指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(6)　指示は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続

(1)　指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年

国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第88号）第13条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

(2)　指示は、規則第112条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

3　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

(4)　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者について、一の営業所に関して行われた違反行為を処分事由として、他の営業所についても指示処分を行う場合、当該指示処分の内容は一の営業所について行われるものと必ずしも同一である必要はなく、個別の事情に応じて決定される。

4　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第２　措置命令

1　措置命令の基準

(1)　法第31条の８第３項又は第４項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第31条の10又は第31条の11第２項第２号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。

(2)　措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとすること。

(4)　措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　措置命令は、１回の違反について１回行うものとすること。

2　措置命令の手続

(1)　措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条

に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。

(2)　措置命令は規則第112条第１項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

３　措置命令の内容

第１の３に準じて行うこと。

４　措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。

別紙２

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

（用語の意義）

１　この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　「取消し」とは、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

(2)　「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第１項若しくは第３項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第31条の25、第34条第２項、第35条、第35条の２又は第35条の４第２項若しくは第４項第２号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

(3)　「営業廃止命令」とは、法第30条第２項、第31条の５第２項、第31条の６第２項第３号又は第31条の15第２項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

(4)　「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をすることをいう。

(5)　「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第１項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第35条若しくは第35条の２に掲げる罪に当たる違法な行為（２において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは令第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（複数の営業所に係る営業停止命令等）

２　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、当該営業所に係る営業の停止等を命ずる場合、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が高く、かつ、指示によっては法の目的を達成するには十分でないと考えられるときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所

に関しても営業の停止等を命ずることができる。

（指示処分との関係）

3　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第２項及び第31条の25第２項の規定に基づくものを除き、風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る命令等を含む。以下同じ。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分（風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る指示処分を含む。以下同じ。）を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

(1)　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、指導や警告を無視し、又は複数の法令違反行為を行うなど指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

(2)　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

(3)　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4)　短期20日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合

(5)　(1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定）

4　取消し又は営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

(1)　風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

A　風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、６月の営業停止命令。

B　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月。

C　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。

D　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（別表の処分事由１(36)遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間１月）。

E　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

F　５日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、７日。

G　営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）

H　５日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

(2)　店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

A　８月の営業停止命令

B　２月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、４月。

C　１月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、２月。

D　20日以上４月以下の営業停止命令。基準期間は、１月。

E　10日以上２月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

F　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

（取消し）

5　取消しは、量定がＡである処分事由がある場合及び11前段に定める場合のほか、４及び８から11までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、12(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

6　営業廃止命令は、４及び８から11までに定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、12(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

7　取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、２月以上６月以下の営業停止命令とする。

（営業停止命令の併合）

8　処分事由に当たる法令違反行為が２以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないとき

の量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（複数の営業所に係る営業停止命令の処理）

９　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関して、一の営業所における法令違反行為を処分事由として他の営業所に係る営業停止命令を行おうとするとき、当該他の営業所に関しても別の法令違反行為に基づく営業停止命令を行おうとしている場合には、当該法令違反行為が一の営業所における法令違反行為と同種の法令違反行為であるか否かを問わず、これらの法令違反行為は８に定めるところにより、併合される。

　他方で、同一の営業者が営む複数の営業所への客引き行為など、一つの法令違反行為が複数の営業所に係る法令違反行為となる場合には、それぞれの営業所に関する一つの法令違反行為として、併合することなく営業停止命令を行うものとする。

（観念的競合）

10　２以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

11　最近１年間に２月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

　また､最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について４及び７から10までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

12　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1)　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。

　また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、４に定める基準期間（８又は９前段に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期

が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、10に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、11後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2)　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、４及び７から11までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　最近３年間に同一の処分事由による営業停止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に許可証の返納又は営業の廃止の届出をしたこと（廃業について相当な理由がある場合を除く。）。

(ｳ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｴ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｵ)　従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(ｶ)　悔悛の情が見られないこと。

(ｷ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｸ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｹ)　16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(ｴ)　具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

(3)　法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく取消しに伴う場合は６月、法第30条第２項の規定に基づ

く営業廃止命令に伴う場合は８月とし、法第26条第１項、第30条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(4)　一の営業所に関する法令違反行為について、当該営業所のほか、他の営業所に関しても営業停止を命ずる場合、これらの営業停止の期間は、必ずしも同一である必要はなく、営業所ごとに過去の違反歴等の個別具体の事情に応じて決定される。

（行政処分相互の関係）

13　取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

14　営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処　　分　　事　　由	関係条項	量定
1　風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第26条第１項） **＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞**		
（１）　無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
（２）　不正の手段による風俗営業の許可の取得	第3条第1項、第49条第2号	A
（３）　許可申請書等虚偽記載	第5条第1項、第55条第1号	E
（４）　許可証亡失・滅失届出義務違反	第5条第4項	G
（５）　許可証等掲示義務違反	第6条、第56条第1号	G
（６）　不正の手段による風俗営業の相続承認の取得	第7条第1項、第49条第2号	A
（７）　不正の手段による風俗営業の合併承認の取得	第7条の2第1項、第49条第2号	A
（８）　不正の手段による風俗営業の分割承認の取得	第7条の3第1項、第49条第2号	A
（９）　相続承認時許可証書換え義務違反	第7条第5項、第56条第2号	G
(10)　合併承認時許可証書換え義務違反	第7条の2第3項（第7条第5項）、第56条第2号	G
(11)　分割承認時許可証書換え義務違反	第7条の3第3項（第7条第5項）、第56条第2号	G
(12)　構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更に係る承認の取得	第9条第1項、第51条第1項第1号・第2号	A
(13)　変更届出義務違反	第9条第3項、第56条第3号	F
(14)　変更届出に係る許可証書換え義務違反	第9条第4項	G
(15)　特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第9条第5項後段、第55条第2号	E
(16)　許可証返納義務違反	第10条第1項第3号、第56条第4号	G
(17)　不正の手段による特例風俗営業者の認定の取得	第10条の2第1項、第51条第1項第3号	B
(18)　認定申請書等虚偽記載	第10条の2第2項、第55条第3号	E
(19)　認定証亡失・滅失届出義務違反	第10条の2第5項	G
(20)　認定証返納義務違反	第10条の2第7項第2号・第3号、	F

	第56条第5号	
(21)　名義貸し禁止違反	第11条、第49条第3号	A
(22)　構造・設備維持義務違反	第12条	D
(23)　営業時間制限違反	第13条第1項・第2項	C
(24)　迷惑行為防止措置義務違反	第13条第3項	D
(25)　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第13条第4項	D
(26)　照度規制違反	第14条	E
(27)　騒音・振動規制違反	第15条	D
(28)　広告・宣伝規制違反	第16条	D
(29)　料金表示義務違反	第17条	C
(30)　年少者立入禁止表示義務違反	第18条	C
(31)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第18条の2	D
(32)　客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反	第18条の3	B
(33)　遊技料金等規制違反	第19条	D
(34)　遊技機規制違反	第20条第1項	B
(35)　遊技機の無承認変更、不正の手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第20条第10項（第9条第1項）、第51条第1項第1号・第2号	A
(36)　遊技機変更届出義務違反	第20条第10項（第9条第3項第2号）、第56条第3号	D
(37)　条例の遵守事項違反	第21条に基づく条例	H
(38)　客引き禁止違反	第22条第1項第1号、第53条第1号	B
(39)　客引き準備行為禁止違反	第22条第1項第2号、第53条第1号	B
(40)　年少者接待業務従事禁止違反	第22条第1項第3号、第51条第1項第4号	A
(41)　年少者接客業務従事禁止違反	第22条第1項第4号、第51条第1項第4号	A
(42)　年少者の立ち入らせ禁止違反	第22条第1項第5号、第51条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	B
(43)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第6号、第51条第1項第4号	B
(44)　接待飲食営業を営む者の禁止行為違反	第22条の2、第53条第2号	B
(45)　現金等提供禁止違反	第23条第1項第1号、第53条第3号	B
(46)　賞品買取り禁止違反	第23条第1項第2号、第53条第3号	B
(47)　遊技球等持ち出し禁止違反	第23条第1項第3号、第23条第3項、第55条第4号	E

(48)　遊技球等保管書面発行禁止違反	第23条第1項第4号、第23条第3項、第55条第4号	E
(49)　賞品提供禁止違反	第23条第2項、第53条第4号	C
(50)　管理者選任義務違反	第24条第1項、第55条第5号	E
(51)　管理者講習受講義務違反	第24条第7項	G
(52)　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
(53)　無許可特定遊興飲食店営業（風俗営業者が違反）	第31条の22、第50条第4号	A
(54)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第54条第3号	D
(55)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(56)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(57)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
(58)　立入りの拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(59)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(59)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(59)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(59)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(59)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(60)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B

(61)　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(62)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(63)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）		D
(64)　(63)に規定する手段によって、客に(63)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(63)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(65)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(66)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(67)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(68)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消		B

去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		
(69)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(70)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(71)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(72)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(73)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(74)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(75)　(74)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(76)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項､第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(77)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(78)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(79)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る		B

部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(80)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(81)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(82)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(83)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(84)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(85)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(86)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(87)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(88)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(89)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(90)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖		D

講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、	
(91)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	第6条、第7条 当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(92)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(93)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(94)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(95)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(96)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(97)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(98)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(99)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(100) 興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(101) 旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿		D

泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	
(102) 公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(103) 道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(104) 建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(105) 消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(106) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(107) その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		
(108) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反		B
(109) 客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反に対する指示処分違反	第16条、第25条 第18条の3、第25条	B
(110) (108)・(109) 以外の指示処分違反		C
(111) 営業停止命令違反	第25条	A
(112) 許可の条件違反	第26条第1項、第49条第4号 第3条第2項	C
２　店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第１項）		

＜法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞		
（１） 営業届出義務違反の罪	第27条第1項・第3項、第53条第5号・第6号	B
（２） 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第2項・第3項、第55条第6号	E
（３） 広告・宣伝の禁止違反の罪	第27条の2、第54条第1号	C
（４） 広告・宣伝の方法違反の罪	第28条第5項、第54条第2号	C
（５） 客引き禁止違反の罪	第28条第12項第1号、第53条第1号	B
（６） 客引き準備行為禁止違反の罪	第28条第12項第2号、第53条第1号	B
（７） 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第28条第12項第3号、第51条第1項第5号	A
（８） 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第28条第12項第4号、第51条第1項第5号	B
（９） 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第28条第12項第5号、第51条第1項第5号	B
(10) いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第２条第６項第１号又は第２号の営業）	第28条第13項、第53条第7号	B
(11) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条第4項、第56条第6号	E
(12) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(14) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(15) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条第6号	D
(16) 立入りの拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜法第30条第１項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(17) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第		A

224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(17)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(18)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(19)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(20)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(21)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(22)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(23)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(24)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(25)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(26)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(27)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(28)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪		A

に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		
(29)　(28)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(30)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(31)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(32)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　法第２条第６項第１号又は第２号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　令第５条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務		D
(33)　(32)に規定する手段によって、客に(32)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(32)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第２条第６項第５号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(34)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(35)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第		B

１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(36)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(37)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(38)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(39)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(42)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(43)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第27条第5項、第29条	C
(44)　営業時間制限違反に対する指示処分違反	第28条第4項に基づく条例、第29条	C
(45)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第28条第8項、第29条	C
(46)　広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第28条第9項、第29条	C

(47)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第28条第10項、第29条	C
(48)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第28条第11項(第18条の2)、第29条	C
(49)　(43)～(48)以外の指示処分違反	第29条	C
(50)　営業停止命令違反	第30条第1項、第49条第4号	A
３　無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号） ＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
（１）　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反)	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
（２）　営業届出義務違反の罪	第31条の2第1項・第3項、第53条第5号・第6号	B
（３）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の2第2項・第3項、第55条第6号	E
（４）　広告・宣伝の禁止違反の罪	第31条の2の2、第54条第1号	C
（５）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の3第1項(第28条第5項)、第54条第2号	C
（６）　いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第２条第７項第１号の営業）	第31条の3第1項(第28条第13項)、第53条第7号	B
（７）　禁止区域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第1項)、第49条第5号	A
（８）　禁止地域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第2項)に基づく条例、第49条第6号	A
（９）　客引き禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第1号)、第53条第1号	B
(10)　客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第2号)、第53条第1号	B
(11)　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第4号)、第51条第1項第5号	B
(12)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第12項第5号)、第51条第1項第5号	B

(13)　年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第3項第1号、第51条第1項第6号	A
(14)　標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の5第3項（第31条第4項）、第31条の6第3項（第31条第4項）、第56条第6号	E
(15)　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(16)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(17)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(18)　報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条第6号	D
(19)　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜法第31条の５第１項及び第31条の６第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(20)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(22)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(23)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当た		A

る違法な行為		
(25)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(26)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(27)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(28)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(29)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(30)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(31)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
(32)　(31)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(33)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(34)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(35)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(36)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第		B

20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(37)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(38)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(39)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(42)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(44)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第２条第７項第１号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
(45)　(44)に規定する手段によって、客に(44)に規定す		D

る役務の提供を受けること又は法第２条第７項第２号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(46)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の2第5項、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(47)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第18条の2第1項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(48)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第8項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(49)　広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第9項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(50)　営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(51)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(52)　年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(53)　(46)～(52)以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(54)　営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、第31条の6第2項第2号・第3号、第49条第4号	A
４　店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第１項）		
＜法に規定する罪（法第50条第１号及び第２号の罪を除		

く。）に当たる違法な行為＞		
（１） 営業届出義務違反の罪	第31条の12第1項・第2項（第27条第3項）、第53条第5号・第6号	B
（２） 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の12第2項（第27条第2項・第3項）、第55条第6号	E
（３） 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の13第1項（第28条第5項）、第54条第2号	C
（４） 客引き禁止違反の罪	第31条の13第2項第1号、第53条第1号	B
（５） 客引き準備行為禁止違反の罪	第31条の13第2項第2号、第53条第1号	B
（６） 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第3号、第51条第1項第8号	A
（７） 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第4号、第51条第1項第8号	B
（８） 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第31条の13第2項第5号、第51条第1項第8号	B
（９） 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第31条の13第2項第6号、第51条第1項第8号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条の16第4項、第56条第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(12) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条第6号	D
(13) 立入りの拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜法第31条の15第１項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(14) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第３項（営		A

利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(15)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(16)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(17)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(18)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(19)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(21)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(22)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(23)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(25)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたも		A

の		
(26)　(25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(27)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(28)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(29)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(30)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(31)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(32)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(33)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D

(34)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(35)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(36)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(37)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(38)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の12第2項(第27条第5項)、第31条の14	C
(39)　営業時間制限違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の14	C
(40)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第8項)、第31条の14	C
(41)　広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第9項)、第31条の14	C
(42)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項(第28条第10項)、第31条の14	C
(43)　年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の13第2項第7号、第31条の14	C
(44)　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第3項、第31条の14	C
(45)　(38)～(44)以外の指示処分違反	第31条の14	C
(46)　営業停止命令違反	第31条の15第1項、第50条第3号	A
５　無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第２項第２号）		
＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
(１)　営業届出義務違反の罪	第31条の17第1項・第2項(第31条の2第3項)、第53条第5号・第6号	B
(２)　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の17第2項(第31条の2第2項・第3項)、第55条第6号	E

（３） 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項（第28条第5項）、第54条第2号	C
（４） 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第51条第1項第9号	B
（５） 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
（６） 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
＜法第31条の20及び第31条の21第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
（７） 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（７）において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（８） 組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（９） 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(10) 売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(13) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消		B

去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		
(14)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(15)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(16)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(17)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(18)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A
(19)　(18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(20)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(21)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
(22)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(23)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他		B

人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(24)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(25)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(26)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(27)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(28)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(29)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(30)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(31)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の17第2項（第31条の2第5項）、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(32)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の18第1項（第28条第8項）、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(33)　広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第1項（第28条第9項）、第31条の19第1項、第31条	C

	の21第2項第1号	
(34)　年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(35)　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第3項、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(36)　(31)～(35)以外の指示処分違反	第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(37)　営業停止命令違反	第31条の20、第31条の21第2項第2号、第50条第3号	A
6　特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25） **＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞**		
(1)　無許可風俗営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	第3条第1項、第49条第1号	A
(2)　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
(3)　無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第50条第4号	A
(4)　不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得	第31条の22、第50条第5号	A
(5)　許可申請書等虚偽記載	第31条の23（第5条第1項）、第55条第1号	E
(6)　許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23（第5条第4項）	G
(7)　許可証等掲示義務違反	第31条の23（第6条）、第56条第1号	G
(8)　不正の手段による特定遊興飲食店営業の相続承認の取得	第31条の23（第7条第1項）、第50条第5号	A
(9)　相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条第5項）、第56条第2号	G
(10)　不正の手段による特定遊興飲食店営業の合併承認の取得	第31条の23（第7条の2第1項）、第50条第5号）	A
(11)　合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23（第7条の2第3項（第	G

	7条第5項))、第56条第2号	
(12)　不正の手段による特定遊興飲食店営業の分割承認の取得	第31条の23(第7条の3第1項)、第50条第5号	A
(13)　分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の3第3項(第7条第5項))、第56条第2号	G
(14)　構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更に係る承認の取得	第31条の23(第9条第1項)、第51条第1項第1号・第2号	A
(15)　変更届出義務違反	第31条の23(第9条第3項)、第56条第3号	F
(16)　変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23(第9条第4項)	G
(17)　特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第31条の23(第9条第5項後段)、第55条第2号	E
(18)　許可証返納義務違反	第31条の23(第10条第1項第3号)、第56条第4号	G
(19)　不正の手段による特例特定遊興飲食店営業者認定の取得	第31条の23(第10条の2第1項)、第51条第1項第3号	B
(20)　認定申請書等虚偽記載	第31条の23(第10条の2第2項)、第55条第3号	E
(21)　認定証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23(第10条の2第5項)	G
(22)　認定証返納義務違反	第31条の23(第10条の2第7項第2号・第3号)、第56条第5号	F
(23)　名義貸し禁止違反	第31条の23(第11条)、第50条第6号	A
(24)　構造・設備維持義務違反	第31条の23(第12条)	D
(25)　営業時間制限違反	第31条の23(第13条第2項)	C
(26)　迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23(第13条第3項)	D
(27)　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23(第13条第4項)	D
(28)　照度規制違反	第31条の23(第14条)	E
(29)　騒音・振動規制違反	第31条の23(第15条)	D
(30)　年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23(第18条)	G
(31)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23(第18条の2)	D
(32)　条例の遵守事項違反	第31条の23(第21条)に基づく条例	H
(33)　客引き禁止違反	第31条の23(第22条第1項第1号)、第53条第1号	B

(34)　客引き準備行為禁止違反	第31条の23（第22条第1項第2号）、第53条第1号	B
(35)　年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23（第22条第1項第4号）、第51条第1項第4号	A
(36)　年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23（第22条第1項第5号）、第51条第1項第4号	B
(37)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23（第22条第1項第6号）、第51条第1項第4号	B
(38)　管理者選任義務違反	第31条の23（第24条第1項）、第55条第5号	E
(39)　管理者講習受講義務違反	第31条の23（第24条第7項）	G
(40)　従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第54条第3号	D
(41)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(42)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(43)　報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
(44)　立入りの拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(45)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。）以下(45)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(45)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下(45)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(45)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(46)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139		B

条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		
(47)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(48)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(49)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）		D
(50)　(49)に規定する手段によって、客に(49)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(49)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
(51)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(52)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(53)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(54)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当た		B

る違法な行為		
(55)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(56)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(57)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(58)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(59)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(60)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(61)　(60)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(62)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
(63)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(64)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(65)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第		B

１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(66)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(67)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(68)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(69)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(70)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(71)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(72)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(73)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(74)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(75)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(76)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D

(77)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(78)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(79)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(80)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(81)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(82)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(83)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(84)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(85)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(86)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(87)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D

簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		
(88)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(89)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(90)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(91)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(92)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(93)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分又は条件に違反する行為＞		
(94)　指示処分違反	第31条の24	C
(95)　営業停止命令違反	第31条の25第1項、第50条第3号	A
(96)　許可の条件違反	第31条の23（第3条第2項）	C
７　飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第２項）		
＜法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為＞		
（１）　無許可風俗営業（飲食店営業者が違反）	第3条第1項、第49条第1号	A
（２）　無許可特定遊興飲食店営業（飲食店営業者が違反）	第31条の22、第50条第4号	A

（３） 構造・設備維持義務違反	第32条第1項	D
（４） 照度規制違反	第32条第2項(第14条)	E
（５） 騒音・振動規制違反	第32条第2項(第15条)	D
（６） 客引き禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第1号)、第53条第1号	B
（７） 客引き準備行為禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第2号)、第53条第1号	B
（８） 年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第4号)、第51条第1項第4号	A
（９） 年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第5号)、第51条第1項第4号	B
(10) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第6号)、第51条第1項第4号	B
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第33条第1項・第3項、第55条第6号	E
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第33条第2項・第3項、第56条第3号	F
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第4項に基づく条例、第51条第1項第10号	B
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第6項(第18条の2)	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第54条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(18) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第54条第6号	D
(19) 立入りの拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226		A

条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(21)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(22)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(23)　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(24)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）		D
(25)　(24)に規定する手段によって、客に(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(24)ロに掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D

(26)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(27)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(28)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(29)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(30)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(31)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(32)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(33)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(34)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
(35)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(36)　(35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(37)　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１		C

項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		
(38)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
(39)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(41)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(42)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(43)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(44)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(45)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(46)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(47)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

(48)　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(49)　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(50)　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(51)　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(52)　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(53)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(54)　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(55)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(56)　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(57)　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(58)　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(59)　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(60)　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、	D

条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	
(61)　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(62)　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(63)　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(64)　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第2項第7号	E
(65)　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(66)　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(67)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(68)　その他の法令の規定に違反する行為		H
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(69)　指示処分違反	第34条第1項	C
(70)　営業停止命令違反	第34条第2項、第50条第3号	A

8　興行場営業（法第２条第６項第３号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第35条） ＜法に規定する罪＞ （１）　刑法第174条又は第175条の罪 （２）　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪 （３）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪		 A A B
9　特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の２） ＜法に規定する罪＞ （１）　刑法第175条の罪 （２）　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪 （３）　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪		 A A B
10　接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の４第２項、同条第４項第２号） ＜政令で定める重大な不正行為＞ （１）　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為 （２）　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限		 D B

る。)、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
（３） 麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。)、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
（４） あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
（５） 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。)、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。)、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下（５）において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
（６） 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
（７） 組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部		A

分に限る。）又は第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
（８） 組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
（９） 売春防止法第２章（第５条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
(10) 児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(12) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(13) 労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(14) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(15) 児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(16) 児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(17) 出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、法第２条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(19) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

＜法の規定による指示に違反する行為＞ (20)　受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第35条の3第1号・第2号、第35条の4第1項・第4項第1号	C

許認可等一覧表（都道府県警察関係分）

令和７年11月28日

法令名	No.	根拠条項	処分の概要	行政庁		適用除外	審査基準	標準処理期間
				原権者	委任先			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法）［Ｃ２３－１２２］	1	3-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がない場合に限る。）	２１	*２１*		○	イ※
	2	-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がある場合に限る。）	２１	*２１*		○	イ※
	3	5-4	許可証の再交付	２１	*２１*		ア	○
	4	7-1	風俗営業の相続の承認	２１	*２１*		○	○
	5	-5	相続の承認による許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	6	7の2-1	風俗営業者たる法人の合併の承認	２１	*２１*		○	○
	7	-3	法人の合併による許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	8	7の3-1	風俗営業者たる法人の分割の承認	２１	*２１*		○	○
	9	-3	法人の分割による許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	10	9-1	営業所の構造又は設備の変更の承認	２１	*２１*		ア	イ※
	11	-4	許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	12	10の2-1	特例風俗営業者の認定	２１	*２１*		○	イ※
	13	-5	認定証の再交付	２１	*２１*		ア	○
	14	20-10	遊技機の増設、交替その他の変更の承認	２１	*２１*		ア	イ※
	15	31-2	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除き	２１	*２１*		ア	エ
	16	-3	店舗型性風俗特殊営業の営業停止の標章の取り除き	２１	*２１*		ア	エ
	17	31の6-3	受付所営業の営業停止の標章の取り除き	２１	*２１*		ア	エ
	18	31の16-2	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	２１	*２１*		ア	エ
	19	-3	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	２１	*２１*		ア	エ
	20	31の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の適用がない場合に限る。）	２１	*２１*		○	イ※
	21	31の22	特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の適用がある場合に限る。）	２１	*２１*		○	イ※
	22	31の23	許可証の再交付	２１	*２１*		ア	○
	23	31の23	特定遊興飲食店営業の相続の承認	２１	*２１*		○	○
	24	31の23	相続の承認による許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	25	31の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	２１	*２１*		○	○
	26	31の23	法人の合併による許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	27	31の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	２１	*２１*		○	○
	28	31の23	法人の分割による許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	29	31の23	営業所の構造又は設備の変更の承認	２１	*２１*		ア	イ※
	30	31の23	許可証の書換え	２１	*２１*		ア	○
	31	31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定	２１	*２１*		○	イ※
	32	31の23	認定証の再交付	２１	*２１*		ア	○
	33	39-1	都道府県風俗環境浄化協会の指定	２１	なし		ウ	ウ
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等適正化法施行規則）［Ｑ６０－００１］	1	45	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	２１	*２１*		ア	○
	2	55-2	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	２１	*２１*		ア	○
	3	61-2	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	２１	*２１*		ア	○
	4	66-2	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	２１	*２１*		ア	○
	5	72-2	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	２１	*２１*		ア	○

不利益処分一覧表（都道府県警察関係分）

令和７年11月28日

法令名	No.	根拠条項	処分の概要	行政庁		処分基準
				原権者	委任先	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法）［Ｃ２３－１２２］	1	3-2	風俗営業の許可の条件の付加及び変更	２１	*２１*	イ
	2	8	風俗営業の許可の取消し	２１	*２１*	○
	3	10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	２１	*２１*	ア
	4	25	風俗営業者に対する指示	２１	*２１*	○
	5	26-1	風俗営業の許可の取消し、停止命令	２１	*２１*	○
	6	-2	飲食店営業の停止命令	２１	*２１*	○
	7	29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	8	30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	２１	*２１*	○
	9	-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	２１	*２１*	○
	10	-3	浴場業営業等の停止命令	２１	*２１*	○
	11	31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	12	31の5-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	２１	*２１*	○
	13	-2	受付所営業の廃止命令	２１	*２１*	○
	14	31の6-2①	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	15	②	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	２１	*２１*	○
	16	③	受付所営業の廃止命令	２１	*２１*	○
	17	31の9-1	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	18	31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	２１	*２１*	○
	19	31の11-2①	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	20	②	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	２１	*２１*	○
	21	31の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	22	31の15-1	店舗型電話異性紹介営業の停止命令	２１	*２１*	○
	23	-2	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	２１	*２１*	○
	24	31の19-1	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	25	31の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	２１	*２１*	○
	26	31の21-2①	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	27	②	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	２１	*２１*	○
	28	31の23	特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更	２１	*２１*	イ
	29	31の23	特定遊興飲食店営業の許可の取消し	２１	*２１*	○
	30	31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	２１	*２１*	ア
	31	31の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	２１	*２１*	○
	32	31の25-1	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令	２１	*２１*	○
	33	-2	飲食店営業の停止命令	２１	*２１*	○
	34	34-1	飲食店営業者に対する指示	２１	*２１*	○
	35	-2	飲食店営業の停止命令	２１	*２１*	○
	36	35	興行場営業の停止命令	２１	*２１*	○
	37	35の2	特定性風俗物品販売等営業の停止命令	２１	*２１*	○
	38	35の4-1	接客業務受託営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	39	-2	接客業務受託営業の停止命令	２１	*２１*	○
	40	35の4-4①	接客業務受託営業を営む者に対する指示	２１	*２１*	○
	41	-4②	接客業務受託営業の停止命令	２１	*２１*	○
	42	39-3	都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令	２１	なし	イ
	43	-4	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し	２１	なし	イ

許認可等一覧表　凡例

１　法令名欄

［Ｃ３５－１０５］

Ｃ３５：制定年　　１０５：法令番号

	法律	政令	規則	告示
明治	（A）	（H）	（O）	（V）
大正	（B）	（I）	（P）	（W）
昭和	（C）	（J）	（Q）	（X）
平成	（D）	（K）	（R）	（Y）

※　規則・・・内閣府令（共同命令を含む。）及び国家公安委員会規則

２　根拠条項欄

（条番号）－（項番号）－（丸付き号番号）

例：第９条の４第１項第３号　→　「９の４－１－③」

３　行政庁欄

（記入数字）	（内容）
１０	内閣総理大臣又は国家公安委員会
２０	都道府県知事
２１	都道府県公安委員会（斜字は方面公安委員会）
２２	警察署長又は警察本部長
２９	高速道路交通警察隊長等

４　適用除外欄

行政手続法の規定が適用除外となる行政手続法の根拠条項を示す。

５　審査基準欄

(1)　何らかの審査基準を定めるもの ---------- ○

(2)　審査基準を定める必要がないもの

○　判断基準が法令の定めに尽くされている処分であるため ---------- ア

○　許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるため ---------- イ

○　全国又は都道府県に１を限り指定（認可）される法人に関する処分であって個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるため ---------- ウ

(3)　当面審査基準を定める必要がないもの

○　処分の先例がなく又は稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため ---------- エ

６　標準処理期間欄

(1)　標準処理期間を定めるもの　----------○

(2)　標準処理期間を定めないもの

○　標準処理期間が法令の定めに尽くされている処分であるため　-------ア

○　許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるため　----------イ

（目安となる期間を定める場合は「イ※」とした。）

○　全国又は都道府県に１を限り指定（認可）される法人に関する処分であって個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるため　----------ウ

○　申請の先例がなく又は稀であり、標準処理期間を法令の定め以上に具体化することが困難であるため　----------エ

不利益処分一覧表　凡例

１　法令名欄

［Ｃ３５－１０５］

制定年　　法令番号

	法律	政令	規則	告示
明治	（A）	（H）	（O）	（V）
大正	（B）	（I）	（P）	（W）
昭和	（C）	（J）	（Q）	（X）
平成	（D）	（K）	（R）	（Y）

※　規則・・・内閣府令（共同命令を含む。）及び国家公安委員会規則

２　根拠条項欄

（条番号）－（項番号）－（丸付き号番号）

例：第９条の４第１項第３号　→　「９の４－１－③」

３　行政庁欄

（記入数字）	（内容）
１０	内閣総理大臣又は国家公安委員会
２０	都道府県知事
２１	都道府県公安委員会（斜字は方面公安委員会）
２２	警察署長又は警察本部長
２９	高速道路交通警察隊長等

４　適用除外欄

行政手続法の規定が適用除外となる行政手続法の根拠条項を示す。

５　処分基準欄

(1)　何らかの処分基準を定めるもの ---------- ○

(2)　処分基準を定めないもの

○　判断基準が法令の定めに尽くされている処分であるため ---------- ア

○　処分等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものであるため ---------- イ

○　全国又は都道府県に１を限り指定（認可）される法人に関する処分であって個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないものであるため ---------- ウ

○　処分の先例がなく又は稀であり、処分基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため ---------- エ

○　処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあり、公表しないこととする必要があるため ---------- オ